Ｎｏ．２８２【２０１７年１１月１７日配信】

元禄期の「熊狼荒」（担当：工藤）

こんにちは！　室長の工藤です。

昨年頃から「クマの目撃情報」が頻繁に伝えられるようになり、ひとりでの早朝山歩きが少々躊躇われるようになってきました。そして、そろそろ雪の便りが聞こえてくる季節、今年の山歩きはおしまいです。

さて、『新青森市史』資料編 5 には「山野と動物」という編目が立てられ、藩政時代、とくに 17 世紀末～18 世紀初頭の元禄期を中心にクマなどの猛獣に関わる史料が掲載されています。当時、村々では「熊狼荒」と称されるクマとオオカミの被害が多く、元禄 8 年（1696）11 月 13 日付の記録では、現在の青森市内に属する 50 か村ほどで「熊狼荒」が発生していました。

また、元禄 17 年に野内村領でオオカミによって、ウマ 3 頭が食い殺されるという被害が出ています。さらには「人喰熊」などによる人的被害も各地でしばしば発生しました。野内では大きなシカに 5 人が食われたという記録もあります。なお、クマ被害については 3～5 月にかけて多く、冬眠から醒めたばかりのクマによる被害であったのでしょう。

こうした被害に対して取られた手段は鉄砲による駆除で､射止めたクマを地中に埋めて矢来で囲み木札を立てました。このとき、駆除の対象となる動物の殺傷は厳しく禁じられました。そして、ここで注目したいのは鉄砲を放ったのが、被害を被った村の人々ではなく弘前藩庁が派遣する鉄砲打ちの足軽もしくは猟師であったということです。

「元禄期」ということですでにピンときている方もいらっしゃるでしょう、この時期は「生類憐れみの令」で有名な将軍綱吉の時代です。この生類憐れみの政策は、一方で武家身分以外の者の鉄砲所持・使用を原則的に禁止するもので、鉄砲改めが全国に徹底が図られていきました（塚本学『江戸時代人と動物』、同『徳川綱吉』)。すなわち、村では猟師以外は鉄砲を所持することができなくなったのです。ですから、藩庁から鉄砲打ちが派遣されたものとみられます。なお、津軽領においては、猟師とともに領内のアイヌの人々もしばしば動員され、彼等は鉄砲ではなく毒矢でもって駆除に加わりました。

生類憐れみの時代は、「人の命よりも動物が大事」というイメージを抱きがちですが、実は公権力が武力（鉄砲による実弾発射）でもって人命を護ろうとしたという側面もあったのです。